

育まち自治会 第6回通常総会議案書 Q & A

質問者 A 様よりの 質問 (黒字)、役員会よりの回答 (朱字)

育まち自治会の役員の皆さまには、平素より、大変の世話になっております。また、今般、総会に向けての様々な取り組みをでは、とりわけ、大変なご尽力をいただき、感謝しております。

自治会員の一人としてですが、ご提案いただいたことを理解することが大切だと思っております。詳細に読ませていただきました。

ご提案されたことについて、疑問点もありますが、既に、みなさんが承知されていることで、的外れになるのではと思いながらも、記述させていただきました。失礼な質問になるのではないかと危惧しておりますが、趣旨をお汲み取りいただきますようお願い申し上げます。

第1号議案 第5期事業報告及びその他実績報告の件

<事業>に関して、

新型コロナウイルス感染拡大により中止は、結果的に、妥当だったと思います。中止決定を至るまでの経過に関しての質問です。

中止決定をした判断した時期及び判断した組織についてお尋ねします。

特に、他の自治会との合同で実施している事業については、どのような経過があったのでしょうか。

昨年の6月25日に連合自治会の会議において、多くの自治会がお祭りを中止していることがわかりました。中止理由は吉川市主催のイベントも中止にしているからということでした。美南自治会連合における、市民体育祭も美南祭も吉川市の動向に沿って中止という決定がなされました。

育まち自治会としましてもクラスターの発生元になってはイケナイとの思いも強く中止の決定に従っております。

また、各事業についての今後の取り扱いについてはどのような議論や決定があったのでしょうか。(例えば、予算執行、次期の行事の方向性)

昨年8月に予定していました育まち自治会独自のイベントである「育まちカーニバル」につきましては、開催時期を本年3月にずらし「育まち桜まつり」として実施することとしました。残念ながら計画全体を実施できず規模を縮小し

で行うこととなり桜並木に育まちの名前入り提灯の飾りつけのみとなり、商業施設の協力による移動販売車等の飲食関係はできませんでした。予算につきましては、総会ですでに御承認いただきました、「育まちカーニバル」の予算を「育まち桜まつり」に充当することを役員会で承認いただきました。

<その他実績>

○自治会マニュアルについて、
斎藤氏が作成されたこれまでの「斎藤ファイル」を「自治会マニュアル」として公式文書とし、今後の役員会の継続的な運営に資するものと思われま。役員会での議決となっていますが、これらの文書等の「公式文書」は、規約上どのように位置づいているのでしょうか。

自治会規約第 39 条に「その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。」と明記されております。自治会役員が交代制の現在、安定的・継続的な自治会を考えた場合、今後とも重要な意味を持つものと考えます。

○広報業務について、ニュースレターについては、全世帯配布を中止し、今後は、育まち自治会 HP での掲載とし、紙媒体は掲示板のみの掲示としたことについては了解しました。

紙媒体での掲示板等の掲示を行う場合には、紙媒体上に「HP」へのアクセスが容易になるように「QR コード」の印刷もあわせて行うと思うのですが検討は行われたのでしょうか？

「QR コード」は掲載されておりますので、ご活用ください。

HP とニュースレターを関連付けての広報活動の充実は効果的だと思います。

○育まち桜まつり実行委員会について

育まち桜まつりの開催の件をニュースレターで知りました。企画と実施にはご苦心されたことと思います。過日、実行委員等の公募があり、応募したのですが、その後の連絡がありません。管理事務所のポストに投函したのですが、期限内に役員会に届かなかったのでしょうか。～今後は、育まちクラブのポストに投函することにします。

実行委員に応募いただいたことを知り大変喜んでおります。ありがとうございます。ご応募の情報が役員会に届かなかったことは申し訳なくお詫び申し上げます。現状は慣例的に各マンションの管理会社にはご協力いただけているとは

と思いますが、このような事が無い様、再発防止の為に、管理会社と契約を結ぶなど対策が必要と考えます。責任の所在が不明になってしまうように思いますので次期役員会の課題になるよう引継いでいきたいと存じます。

○交通安全委員会について

2丁目前の交差点にこれまでの横断歩道に加えて、新たに、横断歩道が加わったことはよかったです。

交通安全委員会の委員の公募に応募したのですが、このことについても、「育まち桜まつり実行委員」の公募と同様に、期限内に応募用紙が届かなかったでしょう。

交通安全委員会の委員に応募いただきありがとうございます。情報が入手できなかったことが残念で申し訳ありませんでした。

交通安全委員会の活動に関しては、次期以降の役員会にて継続審議事項として引継ぎいたしますので、引き続き委員としてご参加いただけるようでしたら、自治会メールまでご連絡をいただければ幸いです。良いコミュニティ形成のために是非御参加ください。

○Zoom 会議採用について

今後とも継続し、役員会は Zoom 会議で行うのでしょうか。状況に応じて、育まちクラブハウスなどで行うのでしょうか。

現在、Zoom 会議は役員の自宅からの参加と Zoom に慣れていない役員のためクラブハウスにて大画面を使用しての参加の方法をとっています。

Zoom 会議は当分継続せざるを得ないと思います。

吉川市から高い評価を得たということですが、吉川市の担当部署からはどんな支援が受けられたのでしょうか。

吉川市役所の多くの担当課様より御支援を受けているのですが、特に市民参加推進課様と常時連絡を取り合いながら、自治会運営のアドバイスを受けております。また、道路公園管理課様とは美化活動のご支援をいただいております。

吉川市には95の自治会がありますが Zoom で自治会を開催しているところは育まち自治会しかないそうです。

○地域問題勉強会について

吉川市役所と吉川市自治連合会との共働（共働？協働？）による「地域問題は地域で解決しよう」と勉強会を開いているとのこと。私も同意見です。育まち自治会は「多文化共同問題」の分科会に所属して活動しているとのこと。

すが、役員会としては、この問題を地域の課題としてどのようにとらえて、所属しているのでしょうか。

(例えば、育まち自治会の地域で、(1)外国から来日された方々が増加している現状があるのでしょうか。

吉川市における自治会別の外国籍市民在住者数(令和元年8月地域問題勉強会資料)のトップは育まち自治会で221人(14%)2位は吉川団地自治会211人(13.4%)でした。

(2)そのため、言語や文化の違いなどから問題や課題があったりするのでしょうか。

育まち自治会は中国籍の市民が多いのですが、「多文化共生問題」分科会で指摘された項目として、生活慣習の違いからくるものとして、ごみの分別回収・騒音問題等がありました。防災訓練なども中国にはないようです。

(3)あるいは、こうした地域の現状を踏まえて、多様な文化との交流を図りより豊かな地域の生活や文化を形成するという問題意識があるのでしょうか。

吉川市役所には英語・中国語・韓国語・ベトナム語に訳された生活に役立つ情報が用意されていますので、その活用をお伝えすることがあります。

第2号議案 第4期決算報告並びに監査報告の件

表示が4期となっており間違いです。第5期に訂正させていただきます。

申し訳ありません。お詫びして訂正します。

<収入の部>に関して

○協議会よりの活動支援金

項目を設けているが、予算化されていない理由は、繰越金及び補助金にて、事業実施に見合う収入を得られるとの考えでしょうか。

はい、そうです。事業計画のため予算は吉川市の補助金で賄える予定で協議会よりの活動支援金は昨年に続きゼロです。

○補助金

地方自治振興交付金 吉川市からの交付金と思われませんが、根拠となる法令及び金額の基準などはどうなっているのでしょうか。

根拠となる法令

吉川市地域振興交付金規則（平成 30 年 3 月 30 日規則第 12 号）

交付金の額

均等割 70,000+世帯割 1,100 x 区域世帯数(3月1日現在住民登録された世帯)

自治会活動補助金 吉川市からの交付金と思われませんが、根拠となる法令及び金額の基準などはどうなっているのでしょうか。

根拠となる法令

吉川市自治会活動補助金交付要綱（平成 12 年 3 月 29 日告示）

補助金の額

（補助額） 補助対象経費の 2 分の 1（100 円単位）

（限度額） 500 円 x 世帯数（前年度の末日現在、会費を負担している会員の世帯数）

加えて、交付された補助金についての用途の制限及び用途の結果報告などはどのように行っているのでしょうか。

用途制限については補助金申請時の内容で承認されているものに制限されています。

用途の結果報告は毎年年度末を提出期限として実績報告書を提出することが義務付けられています。

<支出の部>

○防災費 第 8 消防団への支払いとなっていますが、法令上の根拠や支払金額の基準についてはどうなっているのでしょうか。

ご存知と存じますが、消防団は、消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関です。地域における消防防災のリーダーとして、平時非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという役割を果たす組織です。（総務省消防庁 HP より）

吉川市の場合、「吉川松伏消防組合消防団の設置に関する条例」によって設置され、消防団員は本来の職業を持ちながら非常勤（特別職）の公務員です。

吉川市には 13 の地域に分けて分団が設置されています。吉川美南地区は第 8 分団が担当しています。

消防団の運営費に関しては、吉川市の「吉川松伏消防組合消防団運営補助金交付要綱」に基づき以下の様になっております。

科目	補助金額
管理運営費	均等割 1分団につき、80,000円 団員数割 1人につき、5,000円
火災予防広報警戒事業費	団本部及び1分団につき、30,000円
機械器具点検事業費	1車両につき、120,000円
消防団技術競技会事業費	1分団につき、10,000円
福祉共済事業費	団員1人につき、3,000円

当然この額では不足しますので、その不足額を地域の自治会や町内会が話し合っ、その地域に住む住民の1世帯当たりの助成額を算定しています。

その算定額を基に育まち自治会は、エリア内の世帯数分の額を毎年助成しています。

第5期実績 1482世帯 x 300円 + 880円振り込み手数料=445,480円

第6期予算 1500世帯 x 300円=450,000円

第3号議案 第6期事業計画案 承認の件

第1号議案と一部の内容が重複しますがよろしく申し上げます。

○育まち自治会の今後の在り方を考えるワーキンググループの創設について
趣旨、自治会の組織上の位置づけ、グループの組織・構成メンバーと人選などについての概要が分かれば知りたいと思います。

育まち自治会の更なる活性化を図るために、育まち自治会の構造的課題、根本的な課題を見つけ、改善提案を自治会役員会に行うことを目的としております。

自治会役員会からは独立した、自治会員の任意組織として立ち上げます。

構成メンバーは、育まち自治会員のみとしておりますが、募集方法、人選に関しては現時点で詳細は確定しておりません。

ご興味ある方は自治会メールまでご連絡ください。

○各種行事について

今後の新型コロナウイルス感染拡大の状況によって、事業自体の開催の可否や開催方法についての検討が必要かと思えます。事業計画案の中に記述するのがよいと思いますがいかがでしょうか。

来年度の議案書から明記したいと考えます。

○育まち桜まつりについて

新型コロナウイルス感染症の現状を踏まえて、第6期は「育まち桜まつり」を開催するとしているのでしょうか。これまでも、冬季実施、夏季の実施の検討もされてきました。今後も、引き続き、「育まち桜まつり」の実施を見込んでいるのでしょうか？

育まち桜まつりについて新型コロナウイルス感染症の現状を踏まえ「規模を縮小して」本年度は実地します。飲食関係のイベントは自粛します。

「育まち桜まつり」は調整池を囲む桜並木すべてに提灯を飾ることを計画しています。本年度は25%程度の飾りつけしかできていません。長期にかかわる計画ですので、その時その時の環境状況を考慮して開催をしていきたいと考えています。

○地域問題勉強会について

第1号議案での質問事項と内容は同じですので、省略します。

第4号議案 第6期予算案の承認の件

第2号議案と一部重複しますのでよろしく申し上げます。

<収入の部>に関して

○協議会よりの活動支援金

項目を設けているが、予算化されていない理由は、繰越金及び補助金にて、事業実施に見合う収入を得られるとの考えでしょうか。(P4参照ください)

繰越金の今後の見通しと、協議会よりの活動支援金の予算化について、どのように考えたらよいのでしょうか？予備費100万円計上していますので、この

使用状況により変わってくると考えております。

○補助金

地方自治振興交付金 自治会活動補助金 について（前述）

<支出の部>

○防災費 の支出について（前述）

その他の事項 協議会からの活動支援金の収受について

第5期決算（案）、第6期予算（案）ともに、協議会よりの活動支援金が、収入として計上されていません。

前年度の繰越金を収入として充当されているので、可能だと思われました。

第6期の予算案の繰越金は、975,880となっているために、第7期は、第6期実績と同等の支出を見込むとすると、不足することになります。

したがって、第7期は、協議会よりの活動支援金を受けることが予想されます。

予備費 100 万円計上していますので、この使用状況により変わってくると考えております。

協議会からの活動支援金の収受についてです。

自治会が「認可地縁団体」に認可されたことにより、自治会会員が任意登録での加入となることになりました。

このことでは、自治会と協議会との関係が見直されたと思いますが、まだ、分かりにくいところがあります。

任意加盟の自治会に対して、管理組合が義務として徴収している協議会の資金を支出することへの問題は、どのように説明されているのでしょうか？

自治会と協議会の間で、確認されているのであれば、その内容を知りたいと思います。

（この質問は、協議会への質問と思います。今回の質問事項には直接的には関わらないので、問題の提示のみをさせていただきましたが、ご容赦ください。）

育まち協議会の活動目的の1つに、育まち地区の自治会活動支援があります。支援の一環として、支援金の支出があり、支出については毎年協議会の総会により決定されております。

協議会の構成員は、正会員である5つの管理組合法人と、いくつかの賛助会員

になります。それぞれから徴収された会費で協議会は運営されております。

詳細につきましては所属管理組合にお問合せ下さい。